

子育てふれあいひろば

10日、25日は育児講座を開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
1	2 ひろば	3 文化の日	4 ひろば	5 親子	6	7
8	9	10 講座	11 ひろば	12 親子	13	14
15	16	17 ひろば	18 ひろば	19 親子	20	21
22	23 勤労感謝の日	24 ひろば	25 講座	26 親子	27	28
29	30					

◆身体測定・健康相談(12日)
母子手帳をご持参ください。

◆救急法(10日)
講師 大隅曾於地区消防組合 救急救命士

◆パクパッキング(簡単離乳食)(25日)
講師 市役所栄養士
対象 6カ月～1歳半
※離乳食未完了のお子さん
申込期限 11月9日～13日
※10組限定

◆フワアアレンジメント(12月3日)
講師 片平幸美さん
申込 11月16日～20日
※10組限定
準備物 エプロン、三角巾

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場: 生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場: 大隅弥五郎伝説の里

●会場: 財部保健福祉センター 18日: 財部交流館

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 10日: 大隅弥五郎伝説の里 25日: 財部保健福祉センター

IP電話の契約トラブル

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【事例】

「IP電話に変更すれば電話料金が安くなる。工事費用も工事後に返金する」という勧誘電話があった。年金生活なので、安くなるなら助かると思い承諾した。その後、工事費用は返金されたが、毎月の電話料金がこれまでの2.5倍になり驚いた。契約書を息子に見てもらうと、インターネット接続サービスも契約していることが分かった。パソコンを持っていないので不要な契約だ。説明と違うので納得できない。(80歳代・女性)

▽IP電話はインターネット回線を利用するサービスのため、勧誘事業者を通じて、光回線、プロバイダ、その他オプションサービス等を同時に契約することが多く見られます。その結果、「通話料金そのものは安くなったものの、実際の支払総額は以前よりも高くなった」といったトラブルが発生しています。

▽さらに、IP電話に変更したことにより、これまで利用できていた緊急通報サービスなどが使えなくなる場合もあります。

▽勧誘されても、その場で返事をせずに、家族などと一緒に契約内容や1カ月の支払総額、解約条件などをよく確認しましょう。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

12月16日(水) 午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。次の相談会は1月27日(水)に開催予定です。

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (初めは音声ガイドが対応します)

鹿屋年金事務所による年金相談

期 日	時 間	場 所	予 約 先
12月8日(火)	午前10時～	本庁 1階会議室	本庁 国民年金係 0986-76-8805
1月19日(火)	午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 099-482-5923

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。

予約のない方の相談はお受けできません。また定員になり次第、締め切ります。

年金の受給資格は大丈夫ですか？
年金の受給資格は300月以上の納付または免除※期間があることです。
※一部免除の場合、残りの保険料が未納であれば月数には入りません。

国民年金の加入期間は通常20歳から60歳までですが、60歳までに老齢年金の受給資格期間(300月以上)を満たしていない方や、480月の納付期間がないため年金を満額受給できない方は、60歳以降でも保険料を支払うことができます。これを任意加入といいます。

任意加入できる方

- ▽年金額を増やしたい方は65歳までの間
- ▽受給資格を満たしていない方は70歳までの間
- ▽外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

ただし、さかのぼって加入できないため、70歳までに受給資格を満たせることが大前提となります。自分の年金記録がどうなっているか、不安な方は一度確認されることをお勧めします。

任意加入の場合、保険料は、口座振替での納付が原則となります。
加入を申し込まれる際は、通帳と通帳印を必ずご持参ください。

第8回曾於市米自慢コンテスト出品者募集

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課
本庁 ☎ 0986-76-8808 財部 ☎ 0986-72-0938 大隅 ☎ 099-482-5950

曾於市内から「おいしいお米」を募集し、第8回曾於市米自慢コンテストを開催します。多数の出品をお待ちしています。

参加資格および募集内容

- ▽曾於市内に在住する方。
- ▽自分で栽培された主食用米であること。
- ▽出品部門は、①普通作の部 ②減農薬栽培の部 ③無農薬栽培の部の3部門とします。
- ※減農薬栽培の参加資格は、箱施薬および航空防除の2回以内の農薬散布とします。
- ▽参加を希望される方は、申込書およびモミ米2kgまたは玄米1.5kgを左記の申込期限・申込場所を確認の上ご提出ください。
- ※申込書は本庁経済課および各支所産業振興課に準備してあります。
- 参加費** 無料
- 申込期限** 平成27年11月9日(月)まで
- 申込場所** 本庁経済課、各支所産業振興課
- 審査方法**
- ▽提出されたモミ米や玄米を、鹿児島パールライス(株)および鹿児島県曾於畑かん農業推進センターで審査します。
- ▽審査項目は、①玄米食味評価 ②タンパク質 ③水分 ④アミロース ⑤脂肪酸 ⑥白米食味評価の6項目です。
- 顕彰**
- ▽表彰は普通作、減農薬栽培、無農薬栽培の各部門で最優秀賞、優秀賞を授与します。
- ▽通作、減農薬栽培、無農薬栽培の部の各部門で入賞された生産者は、年内に市役所内で表彰授与式を行います。
- ▽各部門で入賞されなかった生産者は、後日参加賞として商品券(チューリップ券)および6項目の審査結果表を送付します。



税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

税務課固定資産税係からのお知らせ

① 納税義務者について

固定資産税は、毎年1月1日（『賦課期日』といいます）に、土地・家屋・償却資産（総称して『固定資産』といいます）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。固定資産税を納める人（『納税義務者』といいます）は、原則として固定資産の所有者（登記されている人・課税台帳に登録されている人）となります。

ただし、所有者が死亡している場合等には、賦課期日現在で、その固定資産を現に所有されている方（相続人等）が納税義務者となります。納税通知書の納税義務者が死亡された方のままになっている場合には、本庁税務課固定資産税係または、各支所税務係に『相続人代表者・現所有者申告書』の提出をお願いします。

② 土地の地目認定について

土地に関しては、登記簿上の地目にかかわらず、賦課期日の現況の地目により課税します。平成27年1月2日から平成28年1月1日までに登記地目を変更しないまま地目を変更した場合や、平成27年度の納税通知書の課税地目と現況の地目が相違している場合がありますら、本庁

税務課固定資産税係または、各支所税務係に『地目変更届』の提出をお願いします。

③ 家屋の新築・滅失届について

家屋に関しては、賦課期日現在に現存する建物に関して課税します。平成27年1月2日から平成28年1月1日までに建築された建物については、家屋調査を行っていますのでご協力をお願いします。

なお、滅失した建物については、『家屋滅失届』の提出が必要です。滅失の届がない場合は、翌年度も誤って課税されることがあります。

また、平成27年度の納税通知書に記載されている建物で、すでに滅失している建物が記載されている場合、『家屋滅失届』が提出されていない可能性があります。この場合にも提出が必要になりますので本庁税務課固定資産税係または、各支所税務係に『家屋滅失届』の提出をお願いします。

④ 未登記家屋の所有者変更届について

登記されていない家屋（未登記家屋）についても固定資産税の課税対象となります。

未登記家屋の所有者が死亡している場合、土地や登記のある建物のように法務局で相続登記ができません。死亡された方が未登記の家屋を所有していた場合で、相続人の間で、

誰がその未登記家屋を所有するか決定した場合は、本庁税務課固定資産税係または、各支所税務係に『未登記家屋の所有者変更届』の提出をお願いします。

⑤ 償却資産の申告準備を始めましょう

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該資産を申告することになっています。今年申告書を提出していただいている方には、12月末に申告書を送付します。

新たに事業を始められた方（太陽光発電など）は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

詳しくは市報お12月号で、お知らせします。

固定資産税は市税収入の約4割を占める大切な税金です。公平・公正な課税を行うために、市民の皆さんの適正な申請・届出をお願いします。

11月の納期

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 6期
- 介護保険料 6期
- 後期高齢者医療保険料 5期
- 上下水道料 4期

※口座振替をされている方は、11月30日に振替えます。残高のご確認をお願いします。

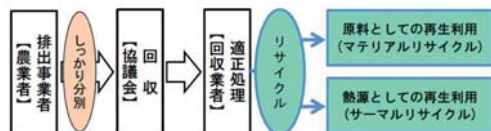
農業用廃プラスチック類の適正処理について

「廃プラ」は大切な資源です！必ず分別を！

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課

本庁 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938



ハウスビニール、ポリマルチ等の梱包方法



つづら折にする



持ちやすいようにしぼる

塩化ビニールの見分け方

統一マークの表示

農ビ

マークのないものは
すべてポリエチレン

使用済みのマルチやハウスピーニールなどの農業用資材は『産業廃棄物』で、不法投棄や野焼きは法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこれらの併科といった厳しい罰則規定があります。

曾於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会が定期的に回収を行っていますので、これらを利用して適切に処理しましょう。

回収された農業用資材はリサイクルされます。しっかりと分別し適正に梱包してください。

肥料袋等の梱包方法



『指宿』のがん陽子線治療をご存知ですか。

《陽子線治療とは・・・》

放射線治療のひとつで、水素の原子核を利用した治療です。これらの粒子を光速近くまで加速し、がん病巣に向けて照射します。

陽子線治療は、がん病巣を狙い撃ちできるため、周辺の正常組織への影響を最小限に抑えることができるため、副作用も少なくすみます。治療中は、熱や痛みを感じることはありませんし、1日約20分程度の治療を受けて頂くだけです。

《陽子線で治療できる臓器について》

陽子線治療は正常な組織にダメージを及ぼすことなく、また患者さんに苦痛を与えることなく、がんだけをピンポイントに狙い撃ちできます。頭頸部、肺、肝臓、脾臓、腎臓、前立腺がんなどのがんに対して有効です。但し、胃や十二指腸、大腸などの消化管およびこれら消化管と接している卵巣などの臓器、膀胱などは対象外となります。

メディポリスでは、2011年1月の開業より7月末現在1518名の患者さんに治療を行っています。

●陽子線治療の治療費

288万3千円

※陽子線治療にかかる費用は全額自己負担となります。

※がんの種類や大きさ、照射回数に関係なく、1治療に対する治療費です。

鹿児島県においては、平成23年4月より「陽子線治療」を受けやすい環境を整備するため、患者さんまたはその家族などが、銀行などから治療費の借入れを行った場合の利子の一部を助成する制度「粒子線がん治療費利子補給事業」も開始されています。

【対象者】患者本人(鹿児島県民)または家族等

【対象借入金】借入金のうち陽子線治療相当分

【利子補給率】6%以内

【利子補給期間】5年以内

【その他】所得制限あり

※お問い合わせ

県庁地域医療整備課 TEL 099-286-2693 まで

一般財団法人メディポリス医学研究財団

メディポリス国際陽子線治療センター

(5月1日に名称が変わりました:旧名称「メディポリスがん粒子線治療研究センター」)

〒891-0304 鹿児島県指宿市東方5188番地

E-mail: info@medipolis.org

HP: http://www.medipolis.org

電話: 0993-23-5188、FAX: 0993-24-3450

患者さん相談窓口

◎センター(指宿)

TEL 0993-24-3456

◎オフィス鹿児島(鹿児島市加治屋町)

TEL 099-210-7615

住民基本台帳カードを お持ちの方へ



1 住民基本台帳カードの交付が終了します。

◇社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、住民基本台帳カード（住基カード）の交付が平成 27 年 12 月 22 日で終了します。それ以降は、住基カードの新規交付・更新申請および紛失等による再交付申請をすることはできません。有効期限内で個人番号カードの交付を受けていなければ、現在お持ちの住基カードはそのまま利用することができます。

2 電子証明書の発行が終了します。

◇社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、住民基本台帳カード（住基カード）向け電子証明書の発行が平成 27 年 12 月 22 日で終了します。平成 27 年 12 月 23 日以降、住基カード向け電子証明書の発行・申請はできません。特に平成 27 年 12 月末日までに電子証明書の有効期間が終了する方で、平成 28 年 1 月から 3 月に住基カードの電子証明をお使いになる場合は、平成 27 年 12 月 22 日までにお手続きをお願いします。

◇平成 28 年 1 月以降、申請をされた方には個人番号カードによる電子証明書（無料）が発行されますが、交付が e - T a x に間に合わない場合が考えられますのでご注意ください。

3 電子証明書の有効期限を確認してください。

◇現在、住基カードに搭載された電子証明書の有効期限は発行した日から 3 年間です。

◇電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行時にお渡ししている「電子証明書の写し」で確認することができます。また、市民課市民係窓口で確認することもできますので、おたずねください。

4 個人番号カードの交付申請について。

◇平成 28 年 1 月以降に個人番号カードの交付を受けることで引き続き電子証明を使うことができます。

◇平成 27 年 10 月以降、住民票の住所に郵送される通知カードと共に、個人番号カードの申請書が同封されます。申請書にご自身の顔写真を添えて送付することで個人番号カードの交付申請をすることができます。（スマートフォン等を利用した W E B 申請もできます）

◇個人番号カードの交付を受ける際には、通知カードを返納していただくことになります。また、住基カードをお持ちの方は、個人番号カードの交付を受ける際に一緒に返納してください。

！ ご注意ください ！

- ◇全国一斉に交付を開始するため、個人番号カードの交付には相当な期間を要する可能性があります。確実に e - T a x を行いたい方は、「住基カード向け電子証明書の発行・更新申請」を平成 27 年 12 月 22 日までに申請してください。
- ◇個人番号カードのできるサービスの内容が市町村で異なります。曾於市では、現時点でコンビニ等で住民票、印鑑証明などの公的な証明書を取得することはできませんので、ご注意ください。

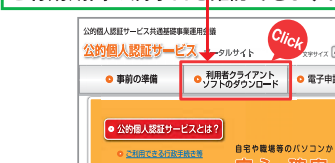
曾於市にお住まいの外国人の皆さんへ

- ◇住民票のある外国人（中長期在留者、特別永住者等）の方にも 10 月以降、マイナンバーの記載された通知カードが住民票の住所に届きます。マイナンバーを証明する書類ですので大切に保管してください。同封されている個人番号カード交付申請書で申請すれば、平成 28 年 1 月以降は個人番号カードの交付を受けることができます。詳しくは市民係窓口でおたずねください。

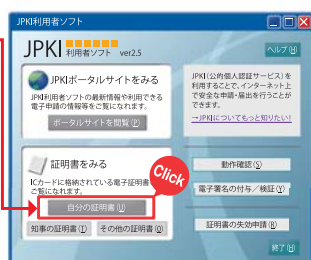
住民基本台帳カードをお持ちの方へ

公的個人認証サービス利用者の方は、電子証明書の有効期間をご確認ください！

利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリックして、パスワードを入力すると有効期間の満了日を確認できます。

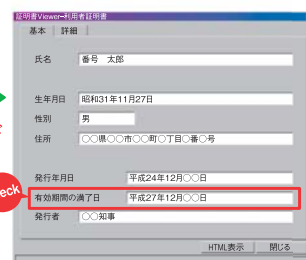


利用者クライアントソフトは、「公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードできます。
(<http://www.jpki.go.jp/download/index.html>)



① 利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリック

② パスワードを入力



③ 以下の画面で有効期間の満了日を確認できます。

有効期間内であれば、平成28年1月以降でも、電子証明書は個人番号カードを取得するまで利用可能です。

重要なお知らせ



個人番号カードは**即日交付ができません**。

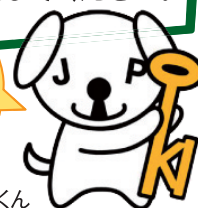


平成27年10月以降、個人番号カードの交付申請が集中した場合、市区町村からの交付が遅れる可能性があります。
確定申告を控えた時期に有効期間満了を迎える方は、特にご注意ください。



住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の更新を希望する方は、**平成27年12月22日(火)まで**にお住まいの市区町村で手続きをしてください。

ご注意を!!



マイキーくん

くわしくは、お住まいの市区町村にお問合せください。